

令和6年8月定例教育委員会会議

1. 日 時

令和6年8月27日（火）午後2時30分～午後3時45分

2. 場 所

河内長野市役所7階 行政委員会室

3. 出席委員

藤本教育長職務代理者、嘉名委員、田中委員、大矢委員

4. 8月定例教育委員会会議録署名委員

松本教育長、藤本教育長職務代理者、田中委員

5. 事務局出席者

尾西教育推進部長、小川生涯学習部長、生田教育推進部理事、山崎教育総務課長、篠崎学校教育課長、向井学校教育課参事、小池学校教育課参事、二井社会教育課長、濱田市民スポーツ課長、伊藤文化課長、山本図書館長、松村教育総務課長補佐、早川教育総務課主幹

6. 会議要録

開 会

藤本教育長職務代理者

ただいまより教育委員会会議を開催することといたします。本日松本教育長が欠席となっております。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、令和6年8月定例教育委員会会議を開会いたします。

(1) 前回会議録の承認

藤本教育長職務代理者

7月臨時教育委員会会議及び定例教育委員会会議の会議録について、何かご異議、ご質問などございませんか。

特にご異議等がありませんでしたので、会議録を承認することといたします。

(2) 署名委員の指名

藤本教育長職務代理者

8月の会議の会議録の署名は、松本教育長、私のほかに田中委員にお願いします。

田中委員

了解しました。

(3) 教育長報告

藤本教育長職務代理者

次に教育長報告にうつります。教育長報告につきましては、教育総務課山崎課長にお願いします。

山崎教育総務課長

令和6年7月31日から令和6年8月26日までの教育長の主な活動を申し上げます。

8月2日金曜日は、学びの森開村式の挨拶をされました。庁議に出席されました。臨時部長会に出席されました。市長退任式に出席されました。

4日日曜日は、ラブリーホール・オリジナル・ミュージカルを視察されました。学びの森開村式の挨拶をされました。南花台ふるさと夏祭りに参加されました（南花台小学校跡地）。

5日月曜日は、市長登庁式に出席されました。管理職合同会議、部長会に出席されました。星の観察会を視察されました（天見小学校）。

6日火曜日は、市長と教育委員の面談に出席されました。大阪府高等学校課職員の応接をされました。

8 日木曜日は、大阪府教職員人事課職員の応接をされました。薬師寺奉りに参加されました（下岩瀬）。

1 3 日火曜日は、近畿都市教育長協議会に出席されました（アウーナ大阪）。

1 6 日金曜日は、大阪府都市教育長協議会に出席されました（アウーナ大阪）。

1 7 日土曜日は、夏休み子ども体験教室を視察されました（キックス）。

1 9 日月曜日は、全員協議会・福祉教育常任委員協議会に出席されました。

2 0 日火曜日は、府議団各会派との府政に係る市町村課題意見交換会に出席されました（大阪府庁）。

2 1 日水曜日は、文化財保護審議会にて挨拶をされました。

2 6 日月曜日は、浮島元文部科学副大臣の応接をされました。秋の全国交通安全運動合同連絡協議会に出席されました（ノバティホール）。

藤本教育長職務代理者

よろしいでしょうか。

ではつづいて、各委員から報告事項、情報提供をお願いいたします。

藤本教育長職務代理者

よろしいでしょうか。

それではこれで教育委員報告を終わります。

(4) 議事（要旨）

藤本教育長職務代理者

それでは、本日の案件に入ります。

議案第 2 5 号「河内長野市教育委員会規則における河内長野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の適用除外を定める規則の一部改正について」の説明をお願いします。

山崎教育総務課長

議案第 25 号「河内長野市教育委員会規則における河内長野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の適用除外を定める規則の一部改正について」ご説明させていただきます。議案書につきましては、2 ページから 3 ページ、議案説明資料につきましても 2 ページから 3 ページをお願いいたします。本件につきましては、市立図書館において、図書貸出に必要となる利用者カード作成を電子申請にて作成するにあたり、河内長野市教育委員会規則における河内長野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の適用除外を定める規則にて利用者カード作成について、電子申請できないものと規定されております。議案説明資料 3 ページの新旧対照表に記載のとおり、別表より河内長野市図書館条例施行規則を削除し、電子申請を行えるようするものでございます。説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

藤本教育長職務代理者

今までは電子申請ができなかったが、今回の改正によりオンラインで申請ができるようになるのですか。図書館に行かなくても申請できるのですか。

山本図書館長

電子申請システムを使いまして、図書館に来ていただくなくてもどこからでもスマートフォンにて申請が可能になります。

嘉名委員

利用者カードはなくなるのですか。

山本図書館長

電子申請された場合は、利用者カードは発行されず、スマートフォンに表示されるバーコードが利用者カードに代わるものになります。なお、バーコード表示による利用は現在でも可能です。

大矢委員

電子申請は市外在住の方でもできるのですか。

山本図書館長

当図書館で利用者カードを作成できる資格のある方は対象になります。

大矢委員

小学生でもスマートフォンで申請できるのですか。

山本図書館長

小学生でも申請可能です。

藤本教育長職務代理者

最近は電子申請を利用する図書館が増えていますか。

山本図書館長

他市でも始めている図書館があります。

藤本教育長職務代理者

ご異議等ございませんか。

ご異議等がないようですので議案第 2 5 号「河内長野市教育委員会規則における河内長野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の適用除外を定める規則の一部改正について」を承認いたします。

藤本教育長職務代理者

それでは議案第 26 号「河内長野市立市民運動場設置条例の一部改正について」説明をお願いします。

濱田市民スポーツ課長

議案第 2 6 号「河内長野市立市民運動場設置条例の一部改正について」ご説

明させていただきます。議案書は 4 ページから 6 ページ、議案説明資料についても 4 ページから 6 ページをご覧ください。赤峰市民広場の廃止に伴い、夜間利用者の活動場所を確保するために、河内長野市立下里総合運動場の一部に照明設備を設置するにあたりまして、本条例を改正するものでございます。改正の要点につきましては、下里総合運動場の開場時間を午前 7 時から午後 9 時までに変更する点、また、同運動場の午後 5 時から午後 9 時までの施設の利用料金を 4 分の 1 面で 1 時間につき 500 円と定める点、また、同運動場の照明設備の利用料金を 4 分の 1 面点灯で 1 時間につき 500 円と定めるといった点でございます。施行日につきましては令和 7 年 1 月 1 日を予定しております。以上がご説明となります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

藤本教育長職務代理者

照明設備が設置されたため、開場時間及び利用料金を改正するということですか。

濱田市民スポーツ課長

そのとおりです。

藤本教育長職務代理者

ご異議等ないでしょうか。

ご異議等がないようですので議案第 26 号「河内長野市立市民運動場設置条例の一部改正について」を承認いたします

藤本教育長職務代理者

それでは議案第 27 号「三日月市書庫の利用方針（教育財産の取得）について」説明をお願いします。

伊藤文化課長

議案第 27 号「三日月市書庫の利用方針（教育財産の取得）について」でございます。議案書につきましては 7 ページ、議案説明資料も 7 ページ、併せて別冊 1、議

案第 27 号関係「三日市書庫の利用方針（教育財産の取得）について」をお願いいたします。本件につきましては、ふるさと歴史学習館及び神ガ丘収蔵庫はこれまで埋蔵文化財、書籍、寄贈物、寄贈書物、民具等を収蔵しておりますが、両施設とも収蔵物を収蔵するスペースが不足し、整理が困難な状態になっております。この度、資産活用課から三日市書庫の利用意向調査がありました。同書庫は消防当局が使用していたのですが、消防の広域化に伴い、同書庫が空きスペースになったということでございます。これに対してふるさと歴史学習館及び神ガ丘収蔵庫の収蔵物の保管場所を確保するため、本物件の管理を教育委員会にて行うべく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 28 条第 2 項の教育財産取得のための申し出の規定に準じまして、同書庫を教育財産として所管換することを市長に申し出るために、議決を求めるものでございます。

別冊 1 をお願いいたします。別冊 1 は位置図と写真を掲載しております。対象物件の三日市書庫につきましては旧三日市交番の北側、北三日市町会集会所及び三日市北ちびっこ老人憩いの広場奥にございます。2 枚目の現場写真①をご覧ください。大きな建物ではないのですが、以前から書庫として使用していたということです。3 枚目の現場写真②をお願いいたします。書庫としてはすべて撤去していただいて、棚だけ置いている状態となっておりますので、文化財関係の書籍や民具等の保管に活用させていただきたいと考えております。説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

藤本教育長職務代理者

三日市書庫を教育財産の取得にする案件です。大きさは写真でわかりにくいのですが、収容量はどうですか。

伊藤文化課長

建物としては大きなものではございません。議案説明資料の 7 ページをお願いいたします。2 階建てで延床面積が 39.66㎡となっております。

藤本教育長職務代理者

主に書庫として利用するのですか。

伊藤文化課長

はい、書籍がたくさんありますので主に書籍の保管場所として利用を予定しております。

大矢委員

もともと書庫だったということですが、湿気等は問題ないのですか。

伊藤文化課長

ふるさと歴史学習館のスタッフも現場を確認しております。現在の収蔵庫である神ガ丘収蔵庫は非常に老朽化しており、雨漏りの懸念もございます。神ガ丘収蔵庫と比較しますと三日市書庫は乾燥していて、問題ないと考えております。

藤本教育長職務代理者

神ガ丘収蔵庫は今後どうするのですか。

伊藤文化課長

土から出てきた文化財は湿気があったとしても問題にはなりません。書籍や民具等を三日市書庫に保管し、湿気の影響を受けない文化財については神ガ丘収蔵庫で保管する予定をしております。

藤本教育長職務代理者

ご異議等ないでしょうか。よろしいでしょうか。

ご異議等がないようですので、議案第 27 号「三日市書庫の利用方針（教育財産の取得）について」を承認いたします。

藤本教育長職務代理者

それでは議案第 28 号「令和 6 年度河内長野市一般会計補正予算（案）につ

いて」説明をお願いします。

山崎教育総務課長

議案第 28 号「令和 6 年度河内長野市一般会計補正予算（案）について」ご説明をさせていただきます。議案書につきましては 8 ページを、議案説明資料につきましても 8 ページを、併せて別冊 2、議案第 28 号関係資料「令和 6 年度河内長野市一般会計補正予算（案）について【教育委員会関係抜粋】」をお願いいたします。本件につきましては、令和 6 年 9 月市議会に提案予定の令和 6 年度河内長野市一般会計補正予算（案）のうち教育事務に係る部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき、市長より意見を求められたことによるものです。今回ご報告いたします補正予算の関係課といたしまして教育総務課、社会教育課となります。補正予算の詳細につきましては各課から順次、ご説明申し上げます。

教育総務課でございます。別冊 2「令和 6 年度河内長野市一般会計補正予算（案）【教育委員会関係抜粋】」の 3 ページをお願いいたします。3 ページの第 3 表、地方債補正をご覧ください。南花台施設一体型小中一貫教育推進校（第Ⅱ期）整備事業に関し、補正前が 300 万円で補正後が 330 万円となっております。つまり 30 万円の地方債の増額補正ということでございます。増額の理由といたしましては、南花台小中学校よりプールの日よけのテントを増設して欲しいという要望がございました。大阪府との協議の中で構造計算が必要となりまして、そのことによって、契約額について増額となっております。歳出については、他の科目から流用で対応をしたところでございますが、歳入の増額について地方債を発行するものでございます。そのため、先ほど申し上げましたように、歳出については今回の補正予算の対象とはなってございません。次に同じ資料の 12 から 13 ページの方をご覧ください。こちらにつきましては、一番下の四角囲みが、補正内容の詳細になってございます。一番左に、6、教育費とございまして、補正前の額が 8 億 2640 万円、補正額が 30 万円で、計 8 億 2670 万円となっております。そのまま 13 ページにずれていただきますと、小学校債が 17 万円、中学校債が 13 万円となっております。金額については小学校と中学校の工事面積で按分したものでございます。教育総務課からの説明は以上でございます。

二井社会教育課長

続きまして社会教育課でございます。同じく別冊 2、議案第 28 号関係資料「令和 6 年度河内長野市一般会計補正予算（案）について【教育委員会関係抜粋】」をお願いいたします。歳出の予算が 20 ページから 24 ページにございます。教育費、社会教育費、文化国際費におきまして、旅費が 60 万円と委託料が 300 万円の補正を行っております。これに伴いまして、補正の財源として 10 ページから 11 ページの繰入金、基金繰入金、生涯学習及び国際交流基金繰入金を 360 万円計上いたしております。24 ページに補正予算の概要がついており、ただ今申し上げました予算を抜き出しております。補正の理由といたしまして、姉妹都市提携を行っておりますアメリカのインディアナ州のカーメル市との姉妹都市提携 30 周年に合わせた国際交流事業を実施するためということに記載しております。本年がカーメル市との姉妹都市提携 30 周年にあたる年になるのですが、当初予算として約 40 万円で、両市でクックブックを作成し、それぞれの食の文化を通じて交流しようという事業を考えておりました。しかしながら、両市とも市長が今年になって交代しておりまして、7 月 23 日にカーメル市の新市長から正式に 30 周年の記念式典を行いたいと、ご招待がございました。これに伴って市議会と調整させていただきながら、補正予算を計上させていただいているところでございます。30 周年の式典ということで、本市からカーメル市に訪問する交流のメンバーを構成いたしまして、またカーメル市からも本市にご招待するというような予算を計上いたしております。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

藤本教育長職務代理者

山崎教育総務課長からの説明は、南花台小中学校のプールの日よけテント増設のための補正予算ですか。

山崎教育総務課長

南花台小中学校プールの 7 レーンのうち 3 レーンの底上げ工事を実施します。プールには元々テントが設置をされておりますが、プールの底上げをする側のプールサイドにはテントが設置されていません。高学年の小学生や中学生については、元々設置され

ているプールテントを利用できるのですが、低学年の小学生が利用する底上げした浅い側のプールサイドには日よけがないためプール用のテント、カーポートのような形状の日よけテントになりますが、増設を行います。日よけテントの増設について、大阪府と協議していく中で、構造計算をするよう指導を受けました。設計事務所と協議した結果、契約変更の必要があることとなり、その経費を賄うため 30 万円増額分を起債で追加させていただくというところでございます。先ほど申し上げましたように歳出については、現計予算で対応していきますので、歳出の補正はなしで、歳入の補正だけをお願いをするというような次第でございます。

藤本教育長職務代理者

設計変更が必要になるのですか。

山崎教育総務課長

簡易な設計変更であれば対応してくれる場合もあるのですが、構造計算が必要となりましたので、変更契約したというような次第です。

藤本教育長職務代理者

わかりました。

もう一つの予算案では、カーメル市との交流事業ですか。招待された渡航費用の補正予算ですか。

二井社会教育課長

カーメル市からご招待いただきまして、カーメル市での滞在期間中の費用はカーメル市がご負担いただけるのですが、渡航費用は河内長野市が負担する必要があるでございますので計上させていただくということでございます。

藤本教育長職務代理者

わかりました。ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。それでは議決第 28 号「令和 6 年度河内長野市一般会計補正

予算（案）について」を承認いたします。

（５）報告案件（要旨）

・報告第２２号「労働基準法第３６条に基づく労使協定の締結について」

学校教育課（市立小中学校、子ども教育支援センター 川谷会館）における、労働基準法第３６条に基づく労使協定の締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２５条第１項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第３条第１項の規定に基づき、令和６年３月２８日付けで教育長が臨時で代理する議決を得た上で、今回実施した旨報告したもの。

・報告第２３号「旧長野北高等学校の天井パネルの落下による車両損傷事故に係る和解並びに損害賠償額の決定について」

令和６年６月２６日、旧長野北高等学校において建物屋上ひさし部分に設置されていた天井パネルの接合部が外れて駐車中の自家用車に落下し、当該車両を損傷させた物損事故が発生した。全国市長会市民総合賠償補償保険を活用のうえ、相手方との示談交渉が整ったため、和解並びに損害賠償額の決定について、地方自治法第１８０条の規定に基づき、専決処分を行い、９月議会に上程することを報告したもの。

（６）その他報告（要旨）

二井社会教育課長

- カーメル市との姉妹都市提携３０周年に合わせた国際交流事業について
- 令和７年「はたちのつどい」の開催について

濱田市民スポーツ課長

- 赤峰市民広場の廃止に伴う代替スポーツ施設の状況について

伊藤文化課長

- 金剛寺多宝塔がピンク色にライトアップ９月号広報掲載
- 河内長野版歳時記映像公開９月号広報掲載

山本図書館長

- 歴史講座「知られざる河内長野の歴史 ～河内長野の神戸（かんべ）藩領～」 9月号広報掲載
- 録音図書体験会 9月号広報掲載
- 図書館 資料展示について

閉 会

藤本教育長職務代理者

以上で8月定例教育委員会を閉会します。

令和6年9月定例教育委員会開催日程

1. 日 時

令和6年9月27日（金） 午前10時00分開催

※開始時間については、審議案件の件数により変更あり。

2. 場 所

河内長野市役所7階 行政委員会室

教育長報告（令和6年7月31日～令和6年8月26日） 別 紙

- 8月2日（金） 学びの森開村式挨拶（市庁舎玄関前）
庁議・臨時部長会・市長退任式出席
- 8月4日（日） ラブリホール・オリジナル・ミュージカル視察
学びの森閉村式挨拶（市庁舎玄関前）
南花台ふるさと夏祭り参加（南花台小学校跡地）
- 8月5日（月） 市長登庁式・管理職合同会議部長会出席
星の観察会視察（天見小学校）
- 8月6日（火） 市長と教育委員の面談
大阪府高等学校課応接
- 8月8日（木） 大阪府教職員人事課応接
薬師寺奉り参加（下岩瀬）
- 8月13日（火） 近畿都市教育長協議会出席（アウィーナ大阪）
- 8月16日（金） 大阪府都市教育長協議会出席（アウィーナ大阪）
- 8月17日（土） 夏休み子ども体験教室視察（キックス）
- 8月19日（月） 全員協議会・福祉教育常任委員協議会出席
- 8月20日（火） 府議団各会派との府政に係る市町村課題意見交換会出席
（大阪府庁）
- 8月21日（水） 文化財保護審議会挨拶
- 8月26日（月） 浮島元文部科学副大臣応接
秋の全国交通安全運動合同連絡協議会出席（ノバティホール）

令和 6 年 8 月 定例教育委員会会議

議 案 書

令和6年8月定例教育委員会会議提出議案目次

(議決案件)

議案第25号 河内長野市教育委員会規則における河内長野市行政
手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
の適用除外を定める規則の一部改正について

(説明担当 教育総務課・・・p. 2)

議案第26号 河内長野市立市民運動場設置条例の一部改正につ
いて

(説明担当 市民スポーツ課・・・p. 4)

議案第27号 三日市書庫の利用方針（教育財産の取得）につ
いて

(説明担当 文化課・・・p. 7)

議案第28号 令和6年度河内長野市一般会計補正予算（案）に
ついて

(説明担当 各担当課・・・p. 8)

(報告案件)

報告第22号 労働基準法第36条に基づく労使協定の締結につ
いて

(説明担当 教育総務課・・・p. 9)

報告第23号 旧長野北高等学校の天井パネルの落下による車両
損傷事故に係る和解並びに損害賠償額の決定につ
いて

(説明担当 市民スポーツ課・・・p. 10)

議案第 25 号

河内長野市教育委員会規則における河内長野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の適用除外を定める規則の一部改正について

河内長野市教育委員会規則における河内長野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の適用除外を定める規則の一部改正については、次のとおりです。

令和 6 年 8 月 27 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

河内長野市教育委員会規則における河内長野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の適用除外を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 月 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

河内長野市教育委員会規則第 8 号

河内長野市教育委員会規則における河内長野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の適用除外を定める規則の一部を改正する規則

河内長野市教育委員会規則における河内長野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の適用除外を定める規則（平成 1 6 年河内長野市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第 2 条関係)

附 則

河内長野市教育委員会公印規則(昭和 5 6 年河内長野市教育委員会規則第 2 号)	第 4 条	条例第 3 条
	第 7 条	条例第 4 条
	第 5 条	条例第 6 条
河内長野市文化財保護条例施行規則(平成 1 2 年河内長野市教育委員会規則第 9 号)	第 4 条(第 4 1 条及び第 4 7 条において準用する場合を含む。)	条例第 4 条
河内長野市スポーツ施設情報システムの利用者登録等に関する規則(平成 1 4 年河内長野市教育委員会規則第 8 号)	第 5 条第 1 項(第 1 1 条において例による場合を含む。)	条例第 4 条

この規則は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第 26 号

河内長野市立市民運動場設置条例の一部改正について

河内長野市立市民運動場設置条例の一部改正については、次のとおりです。

令和 6 年 8 月 27 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

議案第 5 6 号

河内長野市立市民運動場設置条例の改正について

河内長野市立市民運動場設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 8 月 3 0 日 提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市立市民運動場設置条例の一部を改正する条例

河内長野市立市民運動場設置条例（昭和 5 4 年河内長野市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 5 第 1 項中「午前 7 時から午後 7 時まで」を「別表第 1 の 2 のとおり」に改める。

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 1 の 2（第 3 条の 5 関係）

施設	開場時間
大師総合運動場	午前 7 時から午後 7 時まで
下里総合運動場	午前 7 時から午後 9 時まで
木戸東運動場	午前 7 時から午後 7 時まで
大師庭球場	午前 7 時から午後 7 時まで
荘園庭球場	午前 7 時から午後 7 時まで

天野少年球技場	午前 7 時から午後 7 時まで
---------	------------------

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 8 条関係)

施設の利用料金

施設		利用料金	備考
運動広場	大師総合運動場	4 分の 1 面 2 時間につき 1, 0 0 0 円	運動競技以外に利用する場合は、2 倍の額とする。
	下里総合運動場	午前 7 時から午後 5 時まで 4 分の 1 面 2 時間につき 1, 0 0 0 円	
		午後 5 時から午後 9 時まで 4 分の 1 面 1 時間につき 5 0 0 円	
	木戸東運動場	2 時間につき 1, 0 0 0 円	
庭球場		1 面 2 時間につき 1, 0 0 0 円	
少年球技場		少年団体が利用する場合 2 時間につき 2 0 0 円	
		少年団体以外の団体が利用する場合 2 時間につき 4 0 0 円	

照明設備の利用料金

施設	利用料金
下里総合運動場	4 分の 1 面点灯 1 時間につき 5 0 0 円

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 27 号

三日市書庫の利用方針（教育財産の取得）について

三日市書庫の利用方針について、教育財産の取得の方針として承認する。

令和 6 年 8 月 27 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

議案第 28 号

令和 6 年度河内長野市一般会計補正予算（案）について

令和 6 年度河内長野市一般会計補正予算（案）について、別冊 2 のとおり承認する。

令和 6 年 8 月 27 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

報告第 2 2 号

労働基準法第 3 6 条に基づく労使協定の締結について

教育委員会事務局職員に係る労働基準法第 3 6 条に基づく労使協定の締結について、別冊 3 のとおり報告する。

令和 6 年 8 月 2 7 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

報告第 2 3 号

旧長野北高等学校の天井パネルの落下による車両損傷事故に
係る和解並びに損害賠償額の決定について

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により旧長野北高等学校の天井パ
ネルの落下による車両損傷事故に係る和解並びに損害賠償額の決定につい
て、専決処分としたため報告する。

令和 6 年 8 月 2 7 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

別冊 1

議案第 27 号関係

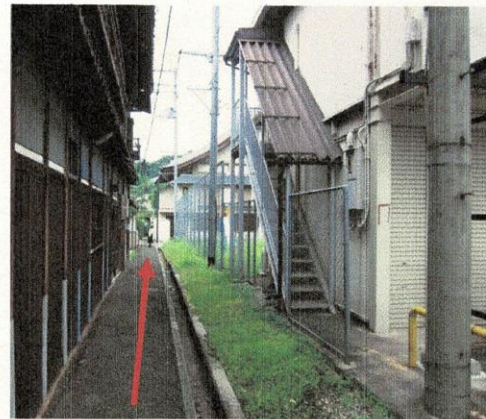
三日市書庫の利用方針（教育財産の取得）について

河内長野市教育委員会事務局

現場写真①



集会所用地（地元貸付分）



書庫の北側通路



書庫の東側通路



三日市書庫（照会物件）

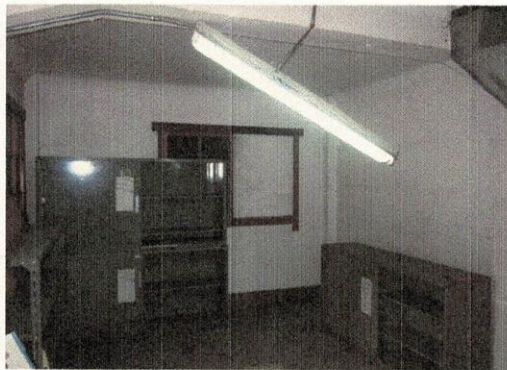


三日市書庫（入口）

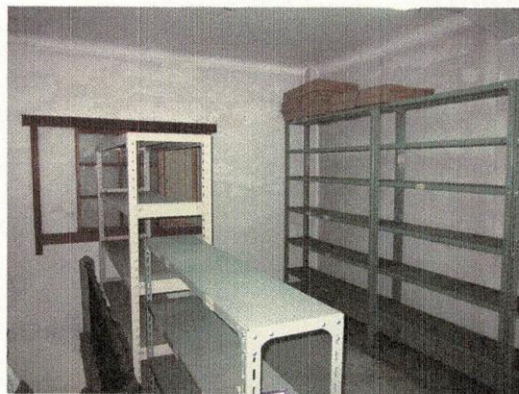


三日市書庫（1階）

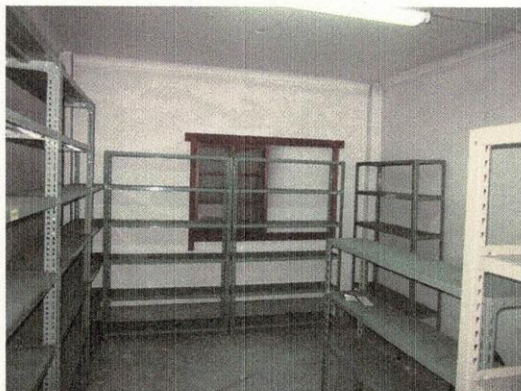
現場写真②



三日市書庫（1階）



三日市書庫（2階）



三日市書庫（2階）



階段幅
【幅約 0.74m】

三日市書庫（2階⇒1階）



集会所側の電気メーター
（新たに書庫に引込必要）



書庫の西側通路
（ちびっこ広場へ）

別冊 2

議案第 28 号関係

令和 6 年度河内長野市一般会計補正予算（案）について

【教育委員会関係抜粋】

河内長野市教育委員会事務局

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地 方 交 付 税		8,498,000	72,024	8,570,024
	1 地 方 交 付 税	8,498,000	72,024	8,570,024
15 国 庫 支 出 金		9,043,607	204,048	9,247,655
	1 国 庫 負 担 金	6,253,190	198,908	6,452,098
	2 国 庫 補 助 金	2,758,147	5,140	2,763,287
16 府 支 出 金		3,514,681	23,460	3,538,141
	1 府 負 担 金	2,568,080	23,460	2,591,540
19 繰 入 金		1,773,152	114,672	1,887,824
	2 基 金 繰 入 金	1,711,990	114,672	1,826,662
20 繰 越 金		1,000	242,216	243,216
	1 繰 越 金	1,000	242,216	243,216
21 諸 収 入		685,895	14,392	700,287
	3 貸 付 金 元 利 収 入	68,802	13,700	82,502
	5 雑 入	576,931	692	577,623
22 市 債		1,892,200	△ 1,500	1,890,700
	1 市 債	1,892,200	△ 1,500	1,890,700
歳 入 合 計		42,189,551	669,312	42,858,863

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		5,554,591	134,779	5,689,370
	1 総 務 管 理 費	4,699,445	122,821	4,822,266
	2 徴 税 費	456,031	10,000	466,031
	3 戸籍住民基本台帳費	209,481	1,958	211,439
3 民 生 費		20,738,230	359,738	21,097,968
	1 社 会 福 祉 費	11,992,520	11,811	12,004,331
	2 児 童 福 祉 費	6,134,194	279,752	6,413,946
	3 生 活 保 護 費	2,611,516	68,175	2,679,691
4 衛 生 費		3,660,781	138,258	3,799,039
	1 保 健 衛 生 費	1,834,622	121,658	1,956,280
	2 清 掃 費	1,826,159	16,600	1,842,759
7 商 工 費		306,820	14,300	321,120
	1 商 工 費	306,820	14,300	321,120
8 土 木 費		2,974,943	17,290	2,992,233
	2 道 路 橋 梁 費	728,685	1,600	730,285
	4 都 市 計 画 費	2,039,561	15,690	2,055,251
10 教 育 費		3,760,281	3,600	3,763,881
	4 社 会 教 育 費	1,010,031	3,600	1,013,631
11 災 害 復 旧 費		120,683	1,347	122,030
	2 公共土木施設災害復旧費	110,683	1,347	112,030
歳 出	合 計	42,189,551	669,312	42,858,863

第2表 債務負担行為補正

債務負担行為の追加

事 項	期 間	限 度 額
三日市市民ホール管理運営業務委託料	令和6年度～令和7年度	821 千円

第3表 地方債補正

地方債の変更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額 (千円)	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額 (千円)	起債の方法	利 率	償還の方法
南花台地区施設一体型 小中一貫教育推進校 (第Ⅱ期) 整備事業	3,000	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府、地方 公共団体金 融機構、銀 行又はその 他、償還期 限30年以内 (内据置5年 以内)、元 利均等又は 元金均等年 賦又は半年 賦償還	3,300	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
臨 時 財 政 対 策 債	93,500				91,700			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	11,302,577	0	11,302,577
2 地 方 譲 与 税	261,300	0	261,300
3 利 子 割 交 付 金	12,700	0	12,700
4 配 当 割 交 付 金	105,100	0	105,100
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	97,900	0	97,900
6 法 人 事 業 税 交 付 金	181,700	0	181,700
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,221,700	0	2,221,700
8 ゴルフ場利用税交付金	18,900	0	18,900
9 環 境 性 能 割 交 付 金	64,400	0	64,400
10 地 方 特 例 交 付 金	484,023	0	484,023
11 地 方 交 付 税	8,498,000	72,024	8,570,024
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	13,600	0	13,600
13 分 担 金 及 び 負 担 金	265,643	0	265,643
14 使 用 料 及 び 手 数 料	667,133	0	667,133
15 国 庫 支 出 金	9,043,607	204,048	9,247,655
16 府 支 出 金	3,514,681	23,460	3,538,141
17 財 産 収 入	277,020	0	277,020
18 寄 附 金	807,320	0	807,320
19 繰 入 金	1,773,152	114,672	1,887,824
20 繰 越 金	1,000	242,216	243,216
21 諸 収 入	685,895	14,392	700,287
22 市 債	1,892,200	△ 1,500	1,890,700
歳 入 合 計	42,189,551	669,312	42,858,863

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費	292,986	0	292,986
2 総 務 費	5,554,591	134,779	5,689,370
3 民 生 費	20,738,230	359,738	21,097,968
4 衛 生 費	3,660,781	138,258	3,799,039
5 労 働 費	18,179	0	18,179
6 農 林 業 費	445,439	0	445,439
7 商 工 費	306,820	14,300	321,120
8 土 木 費	2,974,943	17,290	2,992,233
9 消 防 費	1,473,600	0	1,473,600
10 教 育 費	3,760,281	3,600	3,763,881
11 災 害 復 旧 費	120,683	1,347	122,030
12 公 債 費	2,793,018	0	2,793,018
13 予 備 費	50,000	0	50,000
歳 出 合 計	42,189,551	669,312	42,858,863

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特 国府支出金	定 地方債	財 源 その他	一 般 財 源
1,958			132,821
156,070			203,668
		16,600	121,658
		14,300	
			17,290
		3,600	
			1,347
158,028		34,500	476,784

2 歳 入

(款) 11 地方交付税 (項) 1 地方交付税

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 地 方 交 付 税	8,498,000	72,024	8,570,024
項 計	8,498,000	72,024	8,570,024

(款) 15 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 民 生 費 国 庫 負 担 金	6,207,359	198,908	6,406,267
項 計	6,253,190	198,908	6,452,098

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費 国 庫 補 助 金	1,955,288	1,958	1,957,246
2 民 生 費 国 庫 補 助 金	580,333	3,182	583,515
項 計	2,758,147	5,140	2,763,287

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地 方 交 付 税	72,024	普通交付税 72,024

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社 会 福 祉 費 負 担 金	28,076	障がい者自立支援給付費負担金過年度精算分 24,058 母子保健・養育医療給付費負担金過年度精算分 23 介護保険低所得者保険料軽減負担金過年度精算分 3,942 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金過年度精算分 53
2 児 童 福 祉 費 負 担 金	133,898	児童手当負担金（2／3・37／45・10／10・13／15・7／9） 133,777 児童手当負担金過年度精算分 50 児童入所施設措置費負担金過年度精算分 71
3 生 活 保 護 費 負 担 金	36,934	生活保護費負担金過年度精算分 36,934

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総 務 管 理 費 補 助 金	1,958	社会保障・税番号制度システム整備費補助金（10／10・2／3） 1,958
1 社 会 福 祉 費 補 助 金	866	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（10／10・3／4・2／3・1／2） 866
2 児 童 福 祉 費 補 助 金	2,316	子ども・子育て支援事業費補助金（10／10） 2,316

(款) 16 府支出金 (項) 1 府負担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 民 生 費 負 担 金	2,568,080	23,460	2,591,540
項 計	2,568,080	23,460	2,591,540

(款) 19 繰入金 (項) 2 基金繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	334,580	93,872	428,452
5 ふ る さ と つ く り 基 金 繰 入 金	678,648	600	679,248
9 日 野 地 区 環 境 整 備 基 金 繰 入 金	46,200	16,600	62,800
14 生 涯 学 習 及 び 国 際 交 流 基 金 繰 入 金	25,132	3,600	28,732
項 計	1,711,990	114,672	1,826,662

(款) 20 繰越金 (項) 1 繰越金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 繰 越 金	1,000	242,216	243,216
項 計	1,000	242,216	243,216

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社会福祉費負担金	760	障がい者自立支援給付費負担金過年度精算分 733 介護保険低所得者保険料軽減負担金過年度精算分 27
2 児童福祉費負担金	19,146	児童手当負担金 (4/45・1/6・1/9・1/15) 19,111 児童入所施設措置費負担金過年度精算分 35
3 生活保護費負担金	3,554	生活保護費負担金過年度精算分 3,554

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	93,872	財政調整基金とりくずし金 93,872
1 ふるさとづくり基金繰入金	600	ふるさとづくり基金とりくずし金 600
1 日野地区環境整備基金繰入金	16,600	日野地区環境整備基金とりくずし金 16,600
1 生涯学習及び国際交流基金繰入金	3,600	生涯学習及び国際交流基金とりくずし金 3,600

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	242,216	前年度決算剰余金 242,216

(款) 21 諸収入 (項) 3 貸付金元利収入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 貸 付 金 元 利 収 入	68,802	13,700	82,502
項 計	68,802	13,700	82,502

(款) 21 諸収入 (項) 5 雑入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 雑 入	574,130	692	574,822
項 計	576,931	692	577,623

(款) 22 市債 (項) 1 市債

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 教 育 債	826,400	300	826,700
8 臨 時 財 政 対 策 債	93,500	△ 1,800	91,700
項 計	1,892,200	△ 1,500	1,890,700

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 商工貸付金元利収入	13,700	日本遺産推進協議会貸付償還金 13,700

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 雑 入	692	母子生活支援入所措置費過年度返還金 692

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 小 学 校 債	170	小学校大規模改造事業債 170
3 中 学 校 債	130	中学校大規模改造事業債 130
1 臨 時 財 政 対 策 債	△ 1,800	臨時財政対策債 △ 1,800

3 歳 出

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 5 財産管理費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
701,986	122,000	823,986	24 積立金	122,000
目 計				

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 10 自治推進費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
134,154	821	134,975	12 委託料	821
目 計				
項 計 4,699,445	122,821	4,822,266		

(款) 2 総務費 (項) 2 徴税费 (目) 2 賦課徴収費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
155,474	10,000	165,474	22 償還金、利子及び割引料	10,000
目 計				
項 計 456,031	10,000	466,031		

(款) 2 総務費 (項) 3 戸籍住民基本台帳費 (目) 1 戸籍住民基本台帳費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
209,481	1,958	211,439	12 委託料	1,958
目 計				
項 計 209,481	1,958	211,439		

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (目) 1 社会福祉推進費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
2,793,208	2,270	2,795,478	22 償還金、利子及び割引料	2,270
目 計				

(単位：千円)

事業別区分		支出内訳		財源内訳	
事業別区分		支出内訳		財源内訳	
3 基金管理事業 (財政課)	122,000	24 積立金	122,000	一般財源	122,000
		財政調整基金積立金	122,000		
				一般財源	122,000

(単位：千円)

事業別区分		支出内訳		財源内訳	
事業別区分		支出内訳		財源内訳	
2 コミュニティ施設管理運営事業 (自治協働課)	821	12 委託料	821	一般財源	821
		三日月市民ホール管理運営業務委託料	821		
				一般財源	821
				一般財源	122,821

(単位：千円)

事業別区分		支出内訳		財源内訳	
事業別区分		支出内訳		財源内訳	
4 徴収及び収納事業 (税務課)	10,000	22 償還金、利子及び割引料	10,000	一般財源	10,000
		市税過誤納還付及び還付加算金	10,000		
				一般財源	10,000
				一般財源	10,000

(単位：千円)

事業別区分		支出内訳		財源内訳	
事業別区分		支出内訳		財源内訳	
4 戸籍事業 (市民窓口課)	1,958	12 委託料	1,958	国府支出金	1,958
		電算処理業務委託料	1,958		
				国府支出金	1,958
				国府支出金	1,958

(単位：千円)

事業別区分		支出内訳		財源内訳	
事業別区分		支出内訳		財源内訳	
4 地域福祉推進事業 (地域福祉高齢課)	194	22 償還金、利子及び割引料	194	一般財源	194
		国庫支出金精算に伴う返還金	194		
10 生活支援扶助事業 (生活福祉課)	2,076	22 償還金、利子及び割引料	2,076	一般財源	2,076
		国庫支出金精算に伴う返還金	2,076		
				一般財源	2,270

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (目) 2 障がい者福祉推進費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
4,012,358	9,541	4,021,899	22 償還金、利子及び割引料	9,541
目 計				
項 計 11,992,520	11,811	12,004,331		

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費 (目) 1 児童福祉推進費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
2,115,799	192,000	2,307,799	3 職員手当等	943
			11 役務費	1,373
			19 扶助費	172,000
			22 償還金、利子及び割引料	17,684
目 計				

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費 (目) 2 保育推進費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
3,569,398	83,202	3,652,600	22 償還金、利子及び割引料	83,202
目 計				

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費 (目) 3 放課後児童会費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
448,997	4,550	453,547	22 償還金、利子及び割引料	4,550
目 計				

(単位：千円)

事業別区分	事業別	説明	明
事業別区分	支出内訳	財源内訳	
3 法定給付・手続き関係事業 (障がい福祉課)	9,541	22 償還金、利子及び割引料 国庫支出金精算に伴う返還金	9,541 9,541
		一般財源	9,541
		一般財源	11,811

(単位：千円)

事業別区分	事業別	説明	明
事業別区分	支出内訳	財源内訳	
2 子育て支援事業 (こども子育て課)	500	22 償還金、利子及び割引料 国庫支出金精算に伴う返還金	500 500
3 ひとり親家庭福祉推進事業 (こども子育て課)	5,469	22 償還金、利子及び割引料 国庫支出金精算に伴う返還金	5,469 5,469
4 児童福祉事業 (こども子育て課)	174,810	3 職員手当等 職員手当等	943 943
		11 役務費 手数料	1,373 1,373
		19 扶助費 児童手当扶助費	172,000 172,000
		22 償還金、利子及び割引料 国庫支出金精算に伴う返還金	494 494
5 出産・子育て応援事業 (こども子育て課)	5,017	22 償還金、利子及び割引料 国庫支出金精算に伴う返還金	5,017 5,017
6 子育て世帯生活支援特別給付金給付 事業 (こども子育て課)	6,204	22 償還金、利子及び割引料 国庫支出金精算に伴う返還金	6,204 6,204
		国府支出金 一般財源	155,204 36,796

(単位：千円)

事業別区分	事業別	説明	明
事業別区分	支出内訳	財源内訳	
1 保育推進事業 (こども子育て課)	83,202	22 償還金、利子及び割引料 国庫支出金精算に伴う返還金	83,202 83,202
		一般財源	83,202

(単位：千円)

事業別区分	事業別	説明	明
事業別区分	支出内訳	財源内訳	
1 放課後児童会運営事業 (放課後児童課)	4,550	22 償還金、利子及び割引料 国庫支出金精算に伴う返還金	4,550 4,550
		一般財源	4,550

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費 (目) 3 放課後児童会費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
項 計 6,134,194	279,752	6,413,946		

(款) 3 民生費 (項) 3 生活保護費 (目) 1 生活保護費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
2,611,516	68,175	2,679,691	12 委託料 22 償還金、利子及び割引料	1,734 66,441
目 計				
項 計 2,611,516	68,175	2,679,691		

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費 (目) 1 保健衛生総務費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
798,446	7,277	805,723	22 償還金、利子及び割引料	7,277
目 計				

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費 (目) 2 予防費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
638,762	114,108	752,870	22 償還金、利子及び割引料	114,108
目 計				

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費 (目) 4 保健センター費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
16,734	273	17,007	22 償還金、利子及び割引料	273
目 計				
項 計 1,834,622	121,658	1,956,280		

(単位：千円)

事業別区分	支出内訳	財源内訳
		国府支出金 155,204
		一般財源 124,548

(単位：千円)

事業別区分	支出内訳	財源内訳
2 生活保護事業 (生活福祉課) 68,175	12 委託料 1,734 生活保護システム改修業務委託料 1,734 22 償還金、利子及び割引料 66,441 国庫支出金精算に伴う返還金 66,441	国府支出金 866 一般財源 67,309
		国府支出金 866 一般財源 67,309
		国府支出金 866 一般財源 67,309

(単位：千円)

事業別区分	支出内訳	財源内訳
9 出産・子育て応援事業 (健康推進課) 7,277	22 償還金、利子及び割引料 7,277 国庫支出金精算に伴う返還金 7,277	一般財源 7,277
		一般財源 7,277

(単位：千円)

事業別区分	支出内訳	財源内訳
1 予防接種事業 (健康推進課) 673	22 償還金、利子及び割引料 673 国庫支出金精算に伴う返還金 673	一般財源 673
4 新型コロナウイルス対策事業 (健康推進課) 113,435	22 償還金、利子及び割引料 113,435 国庫支出金精算に伴う返還金 113,435	一般財源 113,435
		一般財源 114,108

(単位：千円)

事業別区分	支出内訳	財源内訳
1 保健センター施設管理事業 (健康推進課) 273	22 償還金、利子及び割引料 273 国庫支出金精算に伴う返還金 273	一般財源 273
		一般財源 273
		一般財源 121,658

(款) 4 衛生費 (項) 2 清掃費 (目) 1 清掃総務費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
236,971	16,600	253,571	18負担金、補助及び交付金	16,600
目 計				
項 計 1,826,159	16,600	1,842,759		

(款) 7 商工費 (項) 1 商工費 (目) 3 観光振興費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
95,829	14,300	110,129	18負担金、補助及び交付金 20貸付金	600 13,700
目 計				
項 計 306,820	14,300	321,120		

(款) 8 土木費 (項) 2 道路橋梁費 (目) 2 道路橋梁維持費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
464,701	1,600	466,301	12委託料	1,600
目 計				
項 計 728,685	1,600	730,285		

(款) 8 土木費 (項) 4 都市計画費 (目) 3 公園緑地費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
374,077	15,690	389,767	12委託料	15,690
目 計				
項 計 2,039,561	15,690	2,055,251		

(款) 10 教育費 (項) 4 社会教育費 (目) 4 文化国際費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
230,036	3,600	233,636	8旅費	600

(単位：千円)

事業別区分	支出内訳	財源内訳
4 日野・滝畑地区環境整備事業 16,600 (クリーンセンター環境事業推進課)	18 負担金、補助及び交付金 16,600 日野地区環境整備事業交付金 16,600	特定財源(その他) 16,600
		特定財源(その他) 16,600
		特定財源(その他) 16,600

(単位：千円)

事業別区分	支出内訳	財源内訳
1 観光振興事業 (産業観光課) 14,300	18 負担金、補助及び交付金 600 日本遺産推進協議会補助金 600 20 貸付金 13,700 日本遺産推進協議会貸付金 13,700	特定財源(その他) 14,300
		特定財源(その他) 14,300
		特定財源(その他) 14,300

(単位：千円)

事業別区分	支出内訳	財源内訳
3 道路維持管理事業 (道路課) 1,600	12 委託料 1,600 害虫被害木伐採業務委託料 1,600	一般財源 1,600
		一般財源 1,600
		一般財源 1,600

(単位：千円)

事業別区分	支出内訳	財源内訳
3 公園緑地管理事業 (公園河川課) 15,690	12 委託料 15,690 害虫被害木伐採業務委託料 15,690	一般財源 15,690
		一般財源 15,690
		一般財源 15,690

(単位：千円)

事業別区分	支出内訳	財源内訳
1 国際交流事業 (社会教育課) 3,600	8 旅費 600 職員旅費 600	特定財源(その他) 3,600

(款) 10 教育費 (項) 4 社会教育費 (目) 4 文化国際費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
			12 委託料	3,000
目 計				
項 計 1,010,031	3,600	1,013,631		

(款) 11 災害復旧費 (項) 2 公共土木施設災害復旧費 (目) 1 公共土木施設災害復旧費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
110,683	1,347	112,030	22 償還金、利子及び割引料	1,347
目 計				
項 計 110,683	1,347	112,030		

(単位：千円)

事業別区分	事業別説明	支出内訳	財源内訳
	12 委託料	3,000	
	国際交流事業委託料	3,000	
			特定財源(その他) 3,600
			特定財源(その他) 3,600

(単位：千円)

事業別区分	事業別説明	支出内訳	財源内訳
1 道路橋梁災害復旧事業 (道路課)	182 22 償還金、利子及び割引料 国庫支出金精算に伴う返還金	182 182	一般財源 182
2 河川等災害復旧事業 (公園河川課)	1,165 22 償還金、利子及び割引料 国庫支出金精算に伴う返還金	1,165 1,165	一般財源 1,165
			一般財源 1,347
			一般財源 1,347

補正予算の概要
【教育委員会関係抜粋】

1. 歳入歳出予算の補正

(単位 千円)

会 計 名	補正 号数	補 正 前	補 正 額	財 源 内 訳				計
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源	
一 般 会 計	4号	42,189,551	669,312	158,028	0	34,500	476,784	42,858,863

3. 地方債の補正

一般会計

地方債補正(変更)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補正前	補正後	増 減
南花台地区施設一体型小中一貫教育推進校(第Ⅱ期)整備事業	3,000	3,300	300

一般会計

(a)歳出予算補正	669,312 千円	収支差	0 千円
-----------	------------	-----	------

(款)10. 教育費 (項)4. 社会教育費 (目)4. 文化国際費 3,600 千円

(社会教育課)

【国際交流事業】

旅費 職員旅費	補正前	9 千円	600 千円
委託料 国際交流事業委託料	補正前	8,300 千円	3,000 千円

★[補正理由]★

カーメル市との姉妹都市提携30周年に合わせた国際交流事業を実施するため。

《財源 基金繰入金》

生涯学習及び国際交流基金繰入金 生涯学習及び国際交流基金とりくずし金	3,600 千円
------------------------------------	----------

(b)歳入予算補正 669,312 千円

(款)19. 繰入金 (項)2. 基金繰入金 (目)14. 生涯学習及び国際交流基金繰入金 3,600 千円

生涯学習及び国際交流基金繰入金 生涯学習及び国際交流基金とりくずし金	補正前	25,132 千円	3,600 千円
------------------------------------	-----	-----------	----------

(款)22. 市債 (項)1. 市債 (目)6. 教育債 300 千円

小学校債 小学校大規模改造事業債	補正前	223,000 千円	170 千円
中学校債 中学校大規模改造事業債	補正前	249,300 千円	130 千円